



Q

日用雑貨品の販売店を同居の息子と2人で営んでいます。取り扱う商品が増えたこともあり、これを1人でも雇用すれば、パート従業員をば、業種・事業の規模の拡大に伴い、労働を問わず労働保険の適用

A

新たに事業を開始し、労働者

半日のパートでも雇用保険加入扱いになるの？



保険の手続きを労働基準監督署に提出しました。雇用したのは半日勤務のパートですが、労働保険加入の労働者の取り扱いがありますか。その他に今後必要な手続きがありますか。

労働保険加入の労働者の扱いは

用事業となります(農林水産の一部の事業を除く)。雇用保険は①1週間の所定労働時間が20時間以上②31日以上の雇用の見込みがあるの要件を全て満たしていれば被保険者となります。

適用事業になると、保険関係成立届を会社の住所を管轄する労働基準監督署または公共職業安定所に提出し、年度分(4月1日から翌年3月31日)を一つの年度)の労働保険料を概算として申告・納付していただきます。

労働者とは職業の種類を問わず事業に使用され、労働対価としての賃金が支払われる者です。他に労働保険料の申告・納付を概算でいた

ゆるパートタイマー、アルバイトなどの取扱いについて、労災保険はすべて「労働者」として対象になる点は下記へ。

短時間労働者(いわゆるパートタイマー、アルバイトなど)の取扱いについて、労災保険はすべて「労働者」として対象になる点は下記へ。